

だい き はつ か い ち し し ょ う ふ く し け い か く
第7期廿日市市障がい福祉計画・
 だい き はつ か い ち し し ょ う じ ふ く し け い か く が い よ う ば ん
第3期廿日市市障がい児福祉計画【概要版】

け い か く さ く て い し ゅ し ほ う て き い ち
1. 計画の策定（趣旨や法的位置づけ）

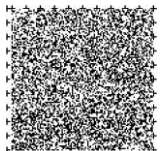
- 「第7期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画で障害福祉サービス等の提供体制の確保等に関する基本的事項について定めるものです。
- 「第3期障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画で障害児通所支援等の提供体制の確保等に関する基本的事項について定めるものです。
- 両計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までを計画期間とし、一体的に策定しました。
- 計画の策定にあたっては、障がいのある人にアンケート調査を行い、障がいのある人やその家族、関係事業所で構成された「はつかいち福祉ねっと」で検討しました。

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第3次廿日市市障がい者計画				第4次廿日市市障がい者計画				
第6期廿日市市障がい福祉計画			第7期廿日市市障がい福祉計画					
第2期廿日市市障がい児福祉計画			第3期廿日市市障がい児福祉計画					

- ※ 「障がい者計画」は、障害者基本法第11条3項に基づく「市町村障害者計画」です。
- 基本理念** 全ての市民が、障がいのあるなしにかかわらず等しく基本的人権を享有する
 かけがえのない個人としての相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する
 社会の実現
- 基本目標** ひとりひとりが笑顔で暮らせるまちはつかいち

け い か く き ほ ん て き し て ん
2. 計画の基本的視点

- ① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障がい福祉人材の確保・定着
- ⑦ 障がい者の社会参加を支える取組



3. 廿日市市の障がいのある人の状況

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	4,587人	4,583人	4,569人	4,590人	4,494人
療育手帳	1,008人	1,054人	1,084人	1,124人	1,032人
精神障害者保健福祉手帳	1,173人	1,237人	1,271人	1,398人	1,479人

4. 第7期障がい福祉計画について

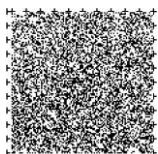
(1) 成果目標(令和8(2026)年度における目標値)(抜粋)

①福祉施設入所者の地域生活への移行	本市の目標	国の指針
地域生活移行率	6%(7人)	6%以上
施設入所者数削減率	-2%(123人)	5%以上

②地域生活支援の充実	本市の目標	国の指針
地域生活支援拠点等の整備	あり	あり
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間実施回数	3回	1回以上

③福祉施設から一般就労への移行等	本市の目標	国の指針
福祉施設から一般就労移行者増加率	1.33倍(16人)	1.28倍以上
就労移行支援事業の一般就労移行者増加率	1.29倍(9人)	1.31倍以上
就労継続支援事業A型の一般就労移行者増加率	2.00倍(2人)	1.29倍以上
就労継続支援事業B型の一般就労移行者増加率	1.25倍(5人)	1.28倍以上
就労定着支援事業の利用者増加率	1.83倍(33人)	1.41倍以上

④相談支援体制の充実・強化等【新規】	本市の目標	国の指針
基幹相談支援センターの設置	あり	あり
基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	あり	あり
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会における検討体制の確保	あり	あり



(2) 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）（抜粋）

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	実利用者数/月	144	145	146
	延利用時間数/月	2,952	2,972	2,993
重度訪問介護	実利用者数/月	6	6	6
	延利用時間数/月	1,854	1,854	1,854
同行援護	実利用者数/月	18	19	20
	延利用時間数/月	217	229	242
行動援護	実利用者数/月	20	22	24
	延利用時間数/月	270	297	324
生活介護	実利用者数/月	351	356	361
	延利用日数/月	6,984	7,084	7,183
就労継続支援（B型）	実利用者数/月	319	336	355
	延利用日数/月	5,231	5,510	5,822
就労定着支援	実利用者数/月	29	31	33
共同生活援助	実利用者数/月	150	153	156
計画相談支援	実利用者数/月	260	270	280

(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（抜粋）

種類名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	回	12	12	12

(4) 発達障がい者等に対する支援（抜粋）

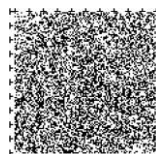
種類名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（年間延人数）	人	80	80	80

(5) 相談支援体制の充実・強化（抜粋）

種類名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害の種類別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	あり	あり	あり

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上（抜粋）

種類名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者自立支援審査支払システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	実施の有無	あり	あり	あり



(7) 地域生活支援事業の見込量(活動指標)(抜粋)

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 必須事業				
移動支援事業	月間実利用者数	159	160	162
	月間延利用時間数	1,845	1,864	1,882
② 任意事業				
日中一時支援事業	月間実利用者数	69	72	74
	月間延利用日数	315	326	337

5. 第3期障がい児福祉計画について

(1) 成果目標(令和8(2026)年度における目標値)(抜粋)

障害児通所支援等の提供体制の整備等	本市の目標	国の指針
児童発達支援センターの設置数	2か所	1か所以上
保育所等訪問支援利用体制の設置数	2か所	1か所以上
重症心身 児童発達支援事業所の設置数	2か所	各1か所以上
障害児 放課後等デイサービス事業所の設置数	2か所	
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	あり	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	4人	配置

(2) 障害児通所支援等の見込量(活動指標)(抜粋)

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	実利用者数/月	180	183	186
	延利用日数/月	1,080	1,098	1,116
放課後等デイサービス	実利用者数/月	550	570	590
	延利用日数/月	6,105	6,327	6,549
障害児相談支援	実利用者数/月	208	221	235

6. 評価体制

- 計画を着実に推進するため、障がい福祉専門部会及びはつかいち福祉ねっとにおいて毎年度、計画の進捗状況の定期的な評価を実施します。

第7期廿日市市障がい福祉計画・第3期廿日市市障がい児福祉計画【概要版】

令和6(2024)年3月

発行: 広島県廿日市市

編集: 廿日市市健康福祉部障が福祉課

〒738-8512 広島県廿日市市新宮一丁目13番1号

TEL 0829-30-9152 / FAX 0829-20-1611

